

令和8年2月20日（金）

於・農林水産省第3特別会議室

林政審議会施策部会議事速記録

林 野 庁

午後1時59分 開会

○横山企画課長 ただいまから林政審議会施策部会を開催させていただきます。

企画課長の横山でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、林政部長の清水から御挨拶を申し上げます。

○清水林政部長 本日は午前中の本審議会に続きまして、藤掛部会長を始め委員の皆様には、午後も引き続き御対応いただきまして誠にありがとうございます。お疲れのところだとは思いますが、午後もよろしくお願いいたします。

施策部会ではこれまで2回、森林・林業白書について構成案と主要記述事項について、御説明して御意見をいただいております。今回はいよいよ素案ということで、これまでの御意見も入れ込んだ形で案を作成させていただきました。トピックスをもっと増やした方がいいのではないかなど、本文の方も含めていただいた御意見を入れながら、トピックスも四つということで、ある程度絞らせていただいているところでございます。

特集は、前回御議論いただいたとおり循環利用の確立ということで今回、副題の「木材利用と再生林をつなぐ」という、その「つなぐ」という部分がポイントだと思っております。再生林のことも川下の方にもしっかりと意識をしてもらい、川下のことも川上はしっかりと意識をするという形で循環利用を、先ほども正の循環という話が出てまいりましたけれども、正にそういう循環利用につなげていくということで、白書の方も基本計画と歩調を合わせる形で、いいメッセージが出せるといいのではないかなど期待をしているところでございます。委員の皆様には本日も様々な視点から御意見をいただいで、充実した白書になるように進めていければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○横山企画課長 次に、議事に先立ちまして会議の成立状況を報告させていただきます。

本日は、委員7名全員の方に御出席をいただいております。本会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。

林野庁の出席者につきましては、お手元の参考6、林野庁関係者名簿を御覧いただければと存じます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

農林水産省では審議会のペーパーレス化に取り組んでおりますが、今回は御審議の便宜上、白書本文の素案につきましては紙媒体で配布をさせていただきます。そのほかの資料につきましては、お手元に配布をさせていただいているタブレットで御覧いただくことになりま

す。なお、白書本文及び概要版の素案につきましては非公表扱いとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

藤掛部会長、よろしくお願いいたします。

○藤掛部会長 それでは、委員の皆様には午前中から、また、林野庁の皆様にも午前中から、すみません、ちょっと長くなりますが、16時半までどうぞよろしくお願いいたします。

では、本日議事次第にありますとおり、議事は令和7年度森林・林業白書の検討についてとなっております。先ほどお話がありましたけれども、この白書は昨年12月10日に第2回施策部会において構成、主要記述事項について審議いたしました。本日は、前回の審議を踏まえて作成された素案に基づいて審議を行います。16時半まで活発な議論をお願いいたします。

それでは、まず始めに、まとめて全体を事務局から御説明いただいて、その後、御意見をいただくわけですが、特集、トピックス、通常章、三つに分けて御意見をいただく形でやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、その通常章まで含めて全体の御報告を事務局からお願いいたします。

○横山企画課長 それでは、御説明申し上げます。資料1、資料2、順を追って御説明申し上げます。なるべく短時間でとは思っていますが、大部ですので少し時間をいただくこととなります。よろしくお願いいたします。

まず本文の素案、まず森林及び林業の動向の素案について資料1により御説明を申し上げます。

先ほどの部長からの御挨拶でも申し上げましたけれども、前回の施策部会での御意見を踏まえ、全体を通じて具体的な数値データをできるだけ掲載するように努めてまいります。中には最新のデータがまだ整っていないものもありますので、それにつきましては各項目名の横に括弧書きで「今後更新」と記載してまいります。

まず特集でございます。目次をめくっていただいて、まず特集の1ページの方を御覧ください。1ページ目下には、この特集で紹介しようとしている内容の要素を抜き出してまとめてございます。

2ページ目からの第1節、ここでは持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流と我が国の森林資源の充実について記載をしております、(1)では持続可能な社会の実現に向けた世界的潮流について記載してございます。御覧のとおりでございますけれども、1992年の地球サミットにおいて気候変動枠組条約、生物多様性条約がそれぞれ採択され、これらに基づき国際的

な取組が進められていること、そして気候変動の方については2015年にパリ協定が、生物多様性の方については2022年に昆明・モンテリオール生物多様性枠組がそれぞれ採択されまして、世界共通の目標が設定をされていること、そして気候変動対策や生物多様性の保全への森林や木材の貢献について、3ページの中ほどにかけて記述してございます。

その下の(2)では、森林資源への関心の高まりとして、気候変動や自然関連の情報開示の枠組みが整備されていること、その流れを受けて民間において、森林の多面的機能や木材利用による炭素貯蔵等の効果に対する関心が高まっていることについて記述してございます。この部分につきましては前回の施策部会におきまして、世界の話なのか日本の話なのか分かるように記述してほしいという御意見をいただきました。3ページの資料特-2において、世界と日本に分けて情報開示の枠組み整備の動向を整理させていただきました。また、21行目からは、国際的な枠組みということで世界の話、次の4ページの12行目からは、国際的な動きを受けた我が国の話ということで書き分けさせていただきました。

それから5ページからの(3)では、我が国の森林資源の充実と利用の現状について、我が国は世界有数の森林国であり森林面積が70年以上にわたって維持されていることなどを記述してございます。この部分につきましては前回の施策部会におきまして、多くの国民にとって森林資源が利用期を迎えたことは自明というわけではないので、丁寧に記述をしてほしいという御意見をいただきました。御意見を踏まえましてこのページの11行目以降、戦中・戦後の森林の荒廃に対して復旧造林や拡大造林により人工林を造成してきたこと、その人工林は長らく育成段階にあって木材自給率も一時20%未満にまで低迷したこと、現在ようやく本格的な利用期を迎えていること、そして6ページにかけまして、持続可能な社会の実現に向けた世界的な潮流の中で、この充実してきた森林資源を活用し建築物等への木材利用の拡大を図るとともに、木材利用の持続性確保などに必要な再造林を推進することで、森林資源の循環利用を確立することが求められているということを、それぞれ記述させていただいたところでございます。

7ページからは第2節ということで、第1節でその重要性について触れました木材利用拡大に向けた取組について記述してございます。(1)では、建築物への木材利用に関する制度的・技術的な対応として、戦後の木材利用に関する環境整備について記述してございます。

(ア)の制度的な対応としては資料5の年表にありますとおり、戦後の1950年代には耐火性能への要請などから建築物の非木造化が進められたこと、その後、規制の合理化が図られ、特に平成10年の建築基準法改正による性能規定化を機に、強度や耐火性能等を満たすことにより木造建築の可能な範囲が大きく広がったこと、そして8ページからは、平成22年に公共建築物等

木材利用促進法が制定され、公共建築物の木造化・木質化を図る方針が明確化されたこと、そして令和3年には、民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため同法が改正されるなど、木材利用の拡大にかじを切ってきたことについて記述してございます。

(イ)の技術的な対応につきましては、この制度的な対応と併せて、建築物への木材利用に向けた技術的な対応が進展してきていることについて記述してございます。9ページにかけて建築基準に対応して木質耐火部材が開発されてきていること、その下のCLTの開発・普及については10ページにかけてになりますが、関係省庁で策定しているロードマップに基づき、林野庁において先駆的な建築物の設計・建築等の実証支援や、CLTパネル工法の標準的な木造化モデルの普及等の推進を行っていることなどを記述しております。

それから10ページの16行目から11ページにかけてですけれども、一般流通材等を使用した新たな工法の開発・普及、そして5行目からは、大径材を含む国産材の利用技術の開発、内装材等における国産樹種を活用した製品開発について記述してございます。

ページをめくっていただきまして12ページの(ウ)におきましては、これまで制度的・技術的な対応が進められてきた結果として木造化・木質化の例が広がるとともに、中高層木造建築物の新規着工の床面積が増加傾向にあること、住宅分野でのツーバイフォー工法による国産材使用割合が20%まで上昇してきていること、製材、合板といった建築用材等における国産材の割合が5割を超える水準まで上昇していることを、具体的な数値データをお示ししながら記述してございます。また、13ページから14ページにかけては、非住宅・中高層建築物における木材利用の事例を御紹介してございます。

15ページからは、(2)建築物への木材利用をめぐる新たな動きと対応について記述してございます。まず15ページでは、建築物ライフサイクルカーボン評価、いわゆる建築物LCAの制度化に向けた動きがありまして、令和10年度を目途に制度の開始を目指すこととされていること、この建築物ライフサイクルカーボン評価が一般化することで、木材が製造時の二酸化炭素排出量の少ない建築資材として、これまで以上に選択されることが期待されるということを記述してございます。

16ページでは、温室効果ガスの排出量を算定・報告・公表するいわゆるSHK制度の見直しにより、企業などが自ら所有する建築物に木材を利用した場合の炭素貯蔵効果を定量化して対外的に示すことが可能となるなど、木材利用の後押しとなる仕組みが整備されていることを記述してございます。企業においても木材利用による地球温暖化防止への貢献等の効果について、対外的に発信し企業価値を高めようとする動きがあり、林野庁としてもこれらの効果を発信・

訴求できるよう、建築物への木材利用に係る評価ガイダンスなどを公表し、17ページの資料特-18にありますように、効果の見える化を行う取組を促進するなど環境整備を進めているところでございます。

続いて18ページからは第3節ということで、これも第1節で重要性について触れました再造林の推進に向けた取組について記載してございます。

まず(1)は、林業適地の選定と林業経営体への集積・集約化です。自然的・社会的条件から循環利用を図るべき森林を明らかにするため林業適地の選定を進めておりまして、資料特-19にありますように、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の設定を推進しながら、再造林を着実に進めていくこととしてございます。

この部分につきましては前回の施策部会におきまして、森林整備においては路網整備も重要であるという御指摘をいただきました。30行目から、林業適地となる森林においては森林施業の基盤となる路網が重要であり、林道と森林作業道を組み合わせた路網整備を進めているという旨を記述をさせていただいております。

また、条件の良い箇所は再造林するが、それ以外には植えないという誤解を生む可能性があるため、再造林率の目標数値を書いてはどうかという御意見をいただきましたが、再造林率は分母が主伐面積という、ここがなかなか安定しない部分でありまして、なかなか目標として定めにくいことと、これは白書でございますので年度の動向を報告するというので、今後の目標を書くということはなかなか難しいというところがございますが、19ページを御覧いただければと思います。基本計画各論の資料でもお示ししました主伐面積の推計精度の向上、それから人工造林面積の割合に関するコラムを掲載させていただいて、その中で今の人工造林面積の割合、いわゆる再造林率に当たるものがどう推移しているかについては、お示しをさせていただいたところでございます。

その下の林業経営体への集積・集約化におきましては、これまで森林経営計画制度や森林経営管理制度により集積・集約化を推進してきたこと、4月には改正森林経営管理法が施行され、地域の関係者の方々が将来像を共有しながら集約化構想を作成することで、森林資源の循環利用を進める仕組みが開始されることから、この仕組みの活用等を通じて再造林を着実に進めていくことについて、20ページにかけて記述させていただいております。

20ページの下事例特-1におきましては、秋田県独自の取組として、造林地を林業経営体に集める仕組みなどを通じて再造林の拡大を図っている事例を御紹介してございます。

21ページの(2)は、造林の省力化・低コスト化です。主伐が今後更に増加する可能性があ

る中、従来の造林方法では造林初期費用が立木販売収入を上回ることや、育林従事者の長期的な減少などが課題であること、このため造林の省力化・低コスト化を進めていく必要があることを記述してございます。造林の省力化・低コスト化の具体的な手法として、まずコンテナ苗の活用と伐採・造林の一貫作業の普及が一定程度進んできており、22ページの資料特-24にありますように、コンテナ苗の植栽面積は1万ヘクタール、一貫作業の実施面積は6,000ヘクタールまで増加してきております。

また、23ページにありますように、エリートツリー等の苗木や大苗等を活用した下刈り回数の削減や、下刈りの作業面積を削減する筋刈りや坪刈りも併せて進めることによりまして、省力化・低コスト化が図られているということを記載してございます。

資料特-26のとおり、省力・低コスト造林の実施面積は着実に増加しておりまして、人工造林面積に占める割合は令和5年度に54%まで上昇してきてございます。これらの省力化・低コスト化技術の普及に当たっては、24ページにありますように、それぞれの技術の効果や根拠について図表を用いながら解説する技術指針や、同指針を踏まえた事例集を策定しまして、資料特-27にありますように、今年度は4か所において現地検討会等を開催するなどの取組を行っているところでございます。

また、省力化を図る新技術の開発・実証も進めておりまして、25ページの資料特-28の写真にありますように、苗木運搬等を省力化できる小型運搬車の現場への導入が進んでいるほか、自動運転等の機能を有する下刈り機械の開発・実証などに取り組んでいることなどを紹介してございます。

その下におきましては、地域の実情に応じて低密度植栽が進められていることも踏まえ、植栽密度に関するコラムを掲載してございます。

次の26ページからの第4節は、木材利用と再生林をつなぐ取組でございます。まず(1)として、持続性が確保された国産材への期待の高まりに触れております。持続可能性に関する情報開示が企業に求められる中で、木材の合法性とともにその供給元となる森林についても、伐採後の更新が担保されていることを確認できることなどが重要となっております。企業の中には、木材調達のガイドラインを自ら作成し、持続可能な木材利用の推進に向けて国産材の活用を図る取組が広がっておりまして、林野庁においても森林に関するTNFD情報開示の手引きを作成するなど、森林に関わる企業の情報開示の取組を促進してございます。このように、木材利用の持続性の確保が重視され始めている中で、木材の需給については、いわゆるウッドショックを経て国産材需要が高まっており、持続性を確保しつつ国産材を供給していく必要性

が年々増しているということでございます。

27ページからの(2)では、持続性の確保に向けて木材利用と再造林をつなぐ具体的な取組について記載してございます。この部分につきましては前回の施策部会におきまして、木材の価格が厳しいということや、価格が低いままだと再造林ができずに長期的には国産材の供給も減少するおそれがあるということに記載してほしいという御意見をいただきました。国産材に対する期待が高まる一方で、木材価格は長期的に下落していることについて、資料特-30にスギの価格の推移を示しながら記述させていただくとともに、この文章の上のところでございますけれども、造林初期費用が立木販売収入を上回り、主伐後の再造林が進まないといった状況が続くこととなれば、持続的な国産材供給あるいは公益的機能の発揮に影響が及ぶことが懸念されるということを記述しております。

また、川上と川下の間を支える川中の流通の部分についての記述も追加してほしいという御意見もいただきました。これは8行目からになりますけれども、森林資源や木材利用の持続性を確保していくためには、川下や川上の取組に加えて川中においても、更なる生産性向上や付加価値の向上などに取り組んでいくことが求められるということに記載してございます。同時に、木材取引においても、再造林を進めるため、川上から川下までの関係者が森林の育成コストへの理解を深めた上で価格が形成されることが重要であると記載させていただいてございます。

次に、28ページの再造林を担保する木材取引に向けた取組では、これは前回の施策部会において具体的な事例を取り上げてほしいという御意見をいただいたことを踏まえまして、本文中に佐伯市における再造林が可能となる価格での協定締結について記述するとともに、事例特-2として、持続性の確保された木材流通に向けた立木取引システムの取組を取り上げさせていただきます。

それから29ページになりますが、6行目から、木材の適正取引の推進に向けた取組として、適切な価格交渉が行われるよう昨年11月に林野庁が作成した「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」の普及でありますとか、同ガイドラインを踏まえた業界団体の自主行動計画の策定を促進していることなどについて記載してございます。

25行目からの再造林支援のための基金等につきましては、前回の施策部会におきまして、再造林基金の取組が県レベルと基礎自治体レベルの両方で行われていることが分かるように記述してほしいという御意見をいただきました。改めて数字の精査も行いまして、29行目からこれらの基金等は道県や市町の単位で地域の関係者が主体となった取組が多く、令和7年度末にお

いて全国20道県で30の基金等が設立されていると記述してございます。

また、再造林基金の動きもあるほか、県の独自課税を活用して再造林を進めている例もあるので、事例として取り上げてはどうかという御意見もいただきました。これにつきましては30ページにおきまして、住民税の超過課税や森林環境譲与税を財源として再造林の費用負担の軽減を行う取組もみられると記述した上で、事例特-3として、栃木県における超過課税を活用した再造林支援等の取組を取り上げさせていただいたところでございます。

31ページからは特集の最後の第5節として、森林資源の循環利用に向けた「森の国・木の街」づくりについて記述してございます。SHK制度に木材利用による炭素貯蔵効果が位置付けられることを踏まえ、建築物への木材利用や、その効果の見える化に取り組む、「森の国・木の街」づくり宣言への参画の募集を昨年10月から開始をしております、現在300を超える企業や自治体に宣言いただいております。建築物の木造化・木質化が更に進むよう、今後も参画の輪を広げていくこととしてございます。

32ページからの(2)は、多様な主体で支える森林資源の循環利用として、関係者が一体となって積極的に取り組むことで循環利用へつながっていく姿を示したいと考えてございます。TNFD提言や建築物ライフカーボン評価の制度化、それからSHK制度の見直しなどを契機といたしまして、企業による木材利用や森林づくりへの参画が拡大し、さらに、J-クレジットや木質系新素材の取組など、他分野からの参画も期待されるところでございます。これらの多様な主体・分野からの参画も得ながら木材利用や再造林を進めることに加え、森林資源の循環利用に向けては、生物多様性にも配慮した多様な森林整備、林業の省力化や生産性向上、国産材製品の加工・流通の効率化などを通じた、林業・木材産業の健全な発展へ向けても取り組んでいくことが必要であることを記述してございます。

この部分につきましては前回の施策部会におきまして、川上から川下までの事業者による取組だけでは不十分で、国民の理解を深めることが重要であるという御意見が複数ございました。33ページにおきまして、国民理解の醸成という見出しを付けさせていただいて、関係者だけではなくて幅広く国民の理解を得ていく必要があること、木材利用に関する理解は進みつつある一方で、木材を利用すべきでないというような考えを持っておられる国民の方々がいることも事実でありまして、木づかい運動や木育等の取組も進めていく必要があること、消費者が適正に取引されている木材を選択できる環境を整えていくことが必要であることなどを記述してございます。

最後の段落では、今後も森林や木材に対する社会の期待に応えられるよう、幅広い多様な主

体の理解や参画も得ながら森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、森林資源の循環利用を確立していく、として特集のまとめとさせていただきます。

ここまでが特集でございます、ここからトピックスに移らせていただきます。トピックスにつきましては、先ほどの部長からの挨拶にもございましたように、前回の施策部会におきまして、例えば林野火災とか森林経営管理法の改正、あるいは、野生鳥獣関係の話題も取り上げることを検討したらどうかという御意見をいただきました。これらにつきましては、全体の記述のボリュームを見ながらトピックスにするのか、通常章に書くのか、引き続き検討させていただきたいと考えてございます。

なお、最終的には全体に通しページを振ることとしておりますけれども、現時点の資料では章ごとにページを1から振らせていただいておりますので、このトピックスについてもまた1ページからとなっております。

ページをめくっていただきまして2ページは、トピックス1の大阪・関西万博についてでございます。昨年4月から10月まで開催されました大阪・関西万博におきましては、大屋根リングや日本館、あるいはその他のパビリオンで多くの木材が利用されたことなどについて紹介してございます。さらに、万博において使用された木材が、能登半島地震からの復興や今後開催される行事等において再利用されることによりまして、木材利用の機運の更なる醸成が期待されることについて記述してございます。

前回の施策部会におきまして、海外のパビリオンで日本産木材が使用された写真も可能であれば追加してはどうかという御意見をいただきましたが、大屋根リングと日本館、それぞれの写真を紹介している中で追加するスペースがないため、このとおりとさせていただければと考えてございます。

それから3ページでございます。トピックス2の森業についてです。昨年5月に農林水産省が取りまとめた地方みらい共創戦略におきまして、森林分野では森業の推進が位置付けられております。右下の図にありますとおり、森林の多様な生態系サービスの提供・活用により人と森林との関係を深め、同時に森林所有者の方々の利益を生み出し豊かな森林づくりにつなげる森業の推進について記述してございます。

4ページはトピックス3のスマート林業の新たな展開についてでございます。これにつきましては前回の施策部会におきまして、これから取り組んでいく内容の紹介よりも、これまでの取組の具体的な成果でありますとか、グッドプラクティスを取り上げてほしいという御意見をいただきました。この本文の10行目以降になりますけれども、実用化された技術の現場実装が

進んでいる例として、徳島市の遠隔操作の架線式グラブプルと油圧集材機、それから浜松市の遠隔操作のフォワーダの取組の成果を記述してございます。下の図につきましても、前回お示ししたスマート林業のイメージ図を差し替えまして、徳島市と浜松市の具体的な成果を示す形としてございます。

それから5ページから6ページは、トピックス4の昭和100年についてでございます。令和8年が昭和元年から起算して満100年に当たりますことから、戦中・戦後の資源の大量利用と復旧造林、拡大造林など、現在に至る資源造成の歴史を振り返る記述をしてございます。これにつきましては前回の施策部会におきまして、木質バイオマスの燃料利用は大きな出来事であるので記述してほしいという御意見、それから森林資源が充実して災害が減少していることを記述してほしいという御意見をそれぞれいただきました。

6ページの10行目から、出材が増加した間伐材等については、平成24年に導入されたFIT制度によりバイオマス発電の燃料としての利用が進んだこと、18行目から、昭和時代に実施された造林や治山対策が実を結び森林が回復・成長したことで、山地災害の発生件数が減少していることを記述してございます。また、例年どおりでございますけれども、農林水産祭と森林×ACTチャレンジの受賞者の紹介を掲載しております。

以上がトピックスでございます。

ここからが通常章になります。第1章は森林の整備・保全です。

この第1章の2ページになりますが、第1節(1)は、森林の現状や多面的機能について紹介してございます。前回の施策部会におきまして、森林は人の生活に必要なものであり、SDGsなどよりも上位のものであるのではないかという御意見をいただいたことを踏まえまして、3ページの2行目からは、森林は様々な働きを通じて国民生活の安定・向上と経済の発展を支える基盤であるという書き方をさせていただいております。

5ページからの(2)は森林計画制度について記述してございます。森林・林業基本計画についても記述しておりますけれども、今回の白書では令和3年の現行の基本計画の内容ということになってございます。

7ページからの(3)では、研究・技術開発と普及について記述してございまして、ページをめくっていただきまして9ページで、森林総合監理士による集約化に向けた取組の事例を紹介させていただいているところでございます。

10ページからの第2節は森林整備の動向でございます。

(1)では森林整備全般の推進状況について御紹介してございます。

11ページからの（２）では、再造林について苗木の安定供給の取組も含めて記述してまいります。

13ページからの（３）では、花粉発生源対策について花粉症対策の全体像などに基づく対策について記述しており、16ページにおきましては、首都圏である神奈川県における花粉の少ない品種の実用化の取組について事例を御紹介してまいります。

17ページからの（４）では路網の整備について、災害の激甚化への対応など今後の路網整備の方向性も含めて記述してまいります。

続いて18ページの（５）は、森林経営管理制度と森林環境譲与税についてでございます。森林経営管理制度につきましては前回の施策部会におきまして、法改正に至った背景としてこれまでの実施状況を示すグラフやフロー図を掲載してほしいという御意見をいただいたところでございます。19ページの資料Ⅰ－14として、令和6年度までの森林経営管理制度の推進状況についてフロー図を掲載させていただいております。また、次の20ページにかけて、制度改正の内容につきましても資料Ⅰ－15に、概要を示しながら記述させていただいております。20ページの下に森林環境譲与税でございますけれども、活用額が年々増加していることを21ページにグラフを示しながら記述してまいります。更にページをめくっていただきまして22ページ、23ページでは、森林経営管理制度、森林環境譲与税の各地の取組事例を紹介してまいります。

24ページからの（６）は社会全体で支える森林づくりでございます。企業など多様な主体による森林づくり活動の拡大のほか、25ページからはJ-クレジット制度について、クレジット認証量が大きく伸びていることなどを記述してまいります。

28ページでは森林環境教育、29ページでは緑の募金による取組について事例を交えて紹介をさせていただきます。

30ページからの第3節は森林保全の動向でございます。

（１）では保安林の指定状況などについて御紹介するとともに、32ページにかけて林地開発許可制度について、4月施行の森林法改正による許可条件違反に対する罰則等の新設や、法改正と合わせた運用見直しによる規律の強化について記述してまいります。

33ページからの（２）の山地災害等の発生状況、山地災害への対応につきましては、北海道における治山施設の効果事例を御紹介するほか、34ページ以降は、令和7年の災害発生状況や、これまでの災害からの復旧に向けた取組状況、国土強靱化の取組などを記述してまいります。

36ページの（３）は生物多様性の保全でございます。昨年度の特集の内容から主要な要素を抜き出し、国際的な動きから国内の動きという流れで記述してまいります。37ページには自然

共生サイトの取組事例を掲載してございます。

38ページからの（４）は、森林被害対策として鳥獣被害の状況や被害対策について記述してございます。

39ページでは、昨年のクマによる深刻な被害を受けて策定された「クマ被害対策施策パッケージ」に基づき、針広混交林化など生息環境の整備・保全に取り組んでいくことについて記述してございます。

次の40ページからは松くい虫被害、ナラ枯れ被害の状況と対策について、42ページからは林野火災について記述してございます。27行目から、昨年の大船渡市を始めとし、今年に入ってから山梨県で発生した大規模な林野火災の状況について記述してございます。

44ページにおいては、事例として大船渡市の林野火災からの復旧に向けた取組について、年度内の進捗状況をできる限り記述するとともに、昨年8月に消防庁と共に取りまとめた報告書に基づき、今後取り組んでいく消防・防災対策について記述してございます。

45ページからの第4節は国際的な取組でございます。

（１）では、持続可能な森林経営に関する国際的な議論や森林認証の状況について紹介してあります。

ページをめくっていただきまして48ページからの（２）では、地球温暖化対策の国際的な枠組みや我が国の森林吸収量目標などについて記述してございます。

更にページをめくっていただきまして52ページ以降になりますが、我が国の国際協力について事例を含めて紹介させていただいております。

以上が第Ⅰ章でございます。

次は第Ⅱ章の林業と山村になります。2ページからの第1節が林業の動向になります。

（１）の資料Ⅱ－１の林業産出額につきましては、令和6年のデータが公表され次第更新することとしておりますけれども、素材生産量の推移については前回の施策部会における御意見を踏まえまして、平成14年を底に増加傾向であるものの令和6年は前年より減少している旨を記述してございます。

4ページからの（２）の林業経営の動向につきましては、2020年の農林業センサスなどに基づいた記述になってございます。

少し飛びまして9ページからは（３）林業労働力の動向でございます。林業従事者数の推移や「緑の雇用」事業、安全対策などについて記述してございまして、12ページに飛んでいただきますと、「緑の雇用」事業の就業3年後定着率が全産業平均と比べて高い水準であることな

どを御紹介してございます。

また14ページからは、前回の施策部会において御意見がございました林業大学校でありますとか、緑の青年就業準備給付金事業について記述してございまして、さらに、15ページでは、林業大学校を卒業した後の活躍などを紹介する事例も掲載させていただきました。

20ページからの（４）林業経営の効率化では、まず（ア）で集積・集約化のための施策として森林経営計画制度、所有者特定や境界明確化、森林情報の高度利用、森林施業プランナー等の人材育成について記述してございます。

21ページからの所有者特定、境界明確化の取組では、前回の施策部会において御意見がございましたリモートセンシングデータを活用した境界明確化について、22ページの資料Ⅱ－22に、フロー図も示しながら林野庁で実施している支援として、現地立会等が省略できる航測法でありますとか、性能の高い機器を用いた現地測量への支援などについて記述してございます。

24ページからの（イ）では、労働安全の確保や生産性の向上の施策として、これまで取り組んできた「新しい林業」の成果や、現在進めております「デジタル林業戦略拠点」の取組について、事例を交えながら記述してございます。

それから28ページからになります。第2節は特用林産物の動向でございます。（１）ではきのこ類の生産動向、安定供給や消費拡大、輸出に向けた取組を30ページにかけて記述してございます。

31ページからの（２）では、きのこ以外の特用林産物として、薪炭・竹・漆について生産量の推移等を紹介してございます。前回の施策部会における御意見も踏まえ、これらの特用林産物と生活との関わりなどについて引き続き記述するとともに、伝統文化とも密接な関係にある漆については、33ページに漆文化を守るための取組事例も掲載をしながら記述してございます。

34ページからの第3節は山村の動向になります。

（１）では山村の現状について御紹介をした上で、35ページからの（２）の山村の活性化では、事例といたしまして36ページで森林資源を活用した商品開発等による地域の活性化の取組、37ページでは里山林の利活用の取組、そして40ページで森林空間の活用を通じた地域と企業の協働の取組について御紹介をしてございます。

以上が第Ⅱ章でございます。

次に、第Ⅲ章の木材需給・利用と木材産業に移ります。

早速2ページにいきまして第1節でございますが、木材需給の動向といたしまして（１）では、世界の動向について、公表されている統計に基づき記述してございます。

少し飛びまして6ページからの(2)の我が国の動向では、木材需要量、国産材供給量、輸入量、自給率の動向について10ページにかけて記述してございます。

10ページの下(3)の木材価格の動向では、製品・素材の価格について記述してございまして、いずれも令和3年のピークからは下落傾向にあるということでございます。

11ページからの(4)違法伐採対策では、今年度施行された改正クリーンウッド法に基づく取組などについて記述してございます。

飛んでいただいて14ページからの第2節は木材利用の動向でございます。

(1)の木材利用の意義では、前回の施策部会での御意見を踏まえまして、地球温暖化防止への貢献だけでなく、快適で健康的な室内環境等の形成への貢献なども含めて記述してございます。

15ページからの(2)では、住宅や非住宅、中高層などの建築物における木材利用に向けた取組を記述してございます。

少し飛んで19ページでは、国産材仕様の住宅部材をパッケージ化して販売する取組事例を御紹介しているほか、21ページ、22ページでは、建築物木材利用促進協定に基づく取組事例などを紹介させていただいております。

また、25ページでは、大船渡市の先ほどの林野火災の被災地における木造応急仮設住宅の取組事例を紹介させていただいております。

25ページの下(3)木質バイオマスにつきましては、マテリアル利用、エネルギー利用の順で記述し、まずマテリアル利用につきましては、改質リグニンの社会実装に向けた取組やセルロースナノファイバーの製品化の取組について記述しております。

前回の施策部会におきまして御意見のあったセルロースナノファイバーにつきましては、27ページの15行目から、国産材チップの調達が容易な中山間地域における事業化を念頭に、需要者からの要求に合わせた材料特性の調整、小ロットでの供給、地域の広葉樹材の有効活用等が可能な小規模設備による一貫製造技術の開発を支援という形で、具体的に記述をさせていただいております。

その下のエネルギー利用につきましては、これも施策部会での御意見を踏まえまして、29ページの16行目から、間伐材等由来のバイオマスを活用した発電施設の合計発電容量は約64万キロワットであり、一般家庭141万世帯分の電力消費量に当たると試算されることを記述するとともに、30ページの16行目から、エネルギー変換効率について発電の場合は通常20から30%程度であるけれども、熱利用の場合は80%以上を得ることが可能であるということも記述してご

ざいます。

31ページからの（４）では、消費者等への普及といたしまして、「木づかい」運動やウッドデザイン賞、木育などについて、34ページには、木育施設の事例も掲載しながら記述させていただきました。

34ページの下（５）では、木材輸出につきまして、輸出額の推移や輸出拡大に向けた取組について、36ページにかけて記述させていただいております。

37ページからの第3節は木材産業の動向でございます。

38ページからになりますが、（２）競争力強化では工場の大規模化の進展のほか、40ページに飛びますが、地域の関係者の方々が連携した乾燥材の高付加価値化の取組について事例を御紹介してございます。その下からは、品質・性能の確かな製品の供給、原木の安定供給体制の構築、木材産業における労働力確保や安全対策などについて記述してございます。

44ページに移りますけれども、44ページからの（３）では大径材利用やC L T等の技術開発について、48ページからの（４）では各部門の動向として製材、集成材、合板、木材チップなどの各製品の供給量などについて記述してございます。

以上が第Ⅲ章でございます。

続いて第Ⅳ章は国有林野の管理経営でございます。

2ページの第1節は国有林野の役割、4ページからは第2節の具体的取組になっております。

4ページの（１）は、公益重視の管理経営として、治山対策や生物多様性保全の取組などについて事例を交えて記述してございます。

飛びまして10ページからの（２）は森林・林業施策全体への貢献として、11ページにおきまして省力・低コスト造林に関する事例を紹介しておりますほか、林産物の安定供給や民有林と連携した施業の取組などについては15ページにかけて記述してございます。

次に、15ページの（３）「国民の森林」としての管理経営におきましては、地域と連携した森林づくり活動などについて事例を交えて御紹介をしてございます。

以上が第Ⅳ章でございます。

次が第Ⅴ章で、これが東日本大震災からの復興ということになります。

2ページの第1節は、東日本大震災からの復興へ向けた今後の方針と取組として、（１）で復興に向けた基本方針などについて記述するとともに、3ページでは海岸防災林の再生の進捗状況について事例を交えて御紹介をしてございます。

6ページからの第2節は、原子力災害からの復興として森林の放射性物質対策の取組につい

て記述し、9ページでは里山・広葉樹林再生プロジェクトにより伐採されたコナラ材の活用に向けた取組事例を御紹介してございます。

以上が資料1でございます。

資料2でございますが、これは令和8年度森林及び林業施策、いわゆる講じようとする施策ということになります。今回の白書では令和3年の森林・林業基本計画の項目に沿って令和8年度の施策を整理をさせていただいているところでございますので、お目通しいただければと思います。

説明は以上となります。

○藤掛部会長 横山課長、ありがとうございました。

それでは、今御説明いただきました素案について各委員より御意見をいただきたいと思いません。

先ほど申しましたが、特集、トピックス、通常章、三つに区切りますので、まず最初に特集につきまして御意見を頂戴したいと思います。初めて文章として出てきましたので、感想も含めてどういうふうに読んでいただいたか、それぞれ御意見をいただければと思います。どなたからでも結構ですので挙手をお願いします。

○林田委員 ありがとうございます。特集ですね。

私はこの特集はすごく素晴らしいと思いました。最初聞いたときに、この木材利用と再造林はすごく大きなテーマで、今の現代的なテーマが全部入っているので、どうやってまとめるんだろうと思っていたんですけども、非常にすっきりまとまっていますし、あとはこの前、先ほどの課長からの御説明にもありましたけれども、世界の流れと日本の流れであったり、これまでの歴史であったり、非常に丁寧に書いていて大変読みごたえがある。これだけで1冊にしていいんじゃないかと思うぐらいの、本当に私はこれはびっくりしたというふうに思っています。

二つだけ言うとする、本当に細かい話なんですけれども、これだけで使ってもいいんじゃないかと思うことを考えたときに、9ページ、CLTのところですけども、上の燃え止まりの木質耐火の絵がこういうふうにあるのであれば、CLTの絵もどこかでありましたので、ぺたっと付ければCLTの理解が進むだろうなというのが1点と、もう一つは26ページです。26ページの一番下、20行のところ。国産材の需要が高まっているというところで、前に、輸入木材の供給リスクが顕在化していることから国産材需要が高まっているとありますが、輸入の供給リスクだけではないと思うので、国産材の需要が高まっているのは。ここではすばつと

言うとは誤解を生むかなと思っているので、それ以外の価値を認めてもらって国産材が増えているということを、誤解のないようにすればというふうに思っています。それだけです。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

それでは、お答えいただいてよろしいでしょうか。

○横山企画課長 ありがとうございます。御評価いただきましてありがとうございます。

C L Tの絵につきましては検討させていただきます。

○林田委員 ここにあったやつです。これをぺたっと付けばいいだけです。

○横山企画課長 はい。付け方やスペースを工夫させていただきたいと思います。検討させていただきます。

国産材需要が高まっている原因・理由のところも、もう少し補足して記述したいと思います。ありがとうございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、日當委員、お願いします。

○日當委員 日當でございます。

私も結構この特集のまとめ方が大変気に入っております。特に27ページの20行目からそして33ページの国民理解の醸成の中で、いわゆる木材の価格形成、そして川上から川下までの連携、理解が深まれば、本審で先ほどまで議論した合理的な価格形成の中でどのように理解が進んでいくか、再生林、持続可能な山林を維持するために課題もありながら、こうあればいいねというところがうたい上げられているかなと思っております。

そうした中で27ページの資料特-3のスギの素材価格及び山元立木価格の推移のグラフが出ておるんですけども、これはよく見る資料なんですけど、なかなか再生林コストを吸収・反映された価格ではないということでの説明のグラフかもしれませんけれども、ここの中に、私の立場からいうとなかなか難しいところなんですけど、ここから製品が産出される、製品価格の推移というんでしょうか、それがグラフ的に連動しているか、連動していないかというのが、仮に付けたときにかえって分かりづらくなるかどうかは検討していただいて、意図するところは、川上から川下まで意識した価格形成がなされているかどうかは、分かってほしいというところがございます。

それと28ページの、これは確認ですが、資料特-31の木材の販売価格の決定主体、これは母数が百何件かになるんですけど、この資料特-32も同じ回答者数、同じ回答者であるという前提でよろしいでしょうか。ここで森林育成コストがあまり意識されていないということのエビデ

ンスになろうかと思うんですが、回答者によっては当然森林育成コストが反映されているものだという前提で回答されているやもしれないというところがありまして、その属性が左側と同じ方なのかなというところが気になったところでございます。

私からは以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、2点あったと思いますが、27ページの特-30と、それから次のページの特-31、32についてですが、よろしいでしょうか。

○横山企画課長 私からは特-30についてですけれども、これについては検討させていただきます。統計も含めてうまく当てはまるかどうか検討させていただきます。

○間島木材産業課長 資料31、32は確認してお伝えいたします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、そのほかの委員の皆様からいかがでしょうか。

斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 新鮮な切り口の非常にすばらしい章立てと存じました。

19ページのコラムでは、森林調査NFIを導入することで、全国の森林蓄積を従来より高い精度で推計できるようになったこと、これを基に改めて検討したところ主伐面積は従来推計よりも小さいことが判明したことが明示化されています。計測の進歩と精度の向上に関する記載を、白書に示すことは極めて意義が深いことと考えます。表を参照しながら、従来法も含む各種の推計の方法が整理され、読者にとって理解しやすい形で提示されています。ただ1点のみ、人工造林面積のが見積りの仕方についても説明が付されるのと、より理解が深まるものと考えました。

33ページの森林と生活に関する世論調査について、様々な建築物や製品に木材を利用していくべきと考えている国民が多くあることが記されていますが、そのように答えた国民の具体的な数値が入ると、説得力が一層高まるものと思われました。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、まず人工造林面積についてお願いします。

○諏訪整備課長 整備課長でございます。

このコラムの下に計画課の横に整備課、業務課と書いておりますが、要は我々、公共事業の方で造林の支援も行っておりますので、公共事業以外も若干ありますけれども、そこも含めて我々の方で実際に行っている量を調査した、いわゆる実際に造林をしている面積というのを載

せております。

以上です。

○藤掛部会長　なので、それを少し書いていただいた方がいいかなと。

○諏訪整備課長　そうですね。注のところで、これこれはこういうことだというふうを書くようにいたします。

○藤掛部会長　ありがとうございます。

それでは、世論調査についてお願いします。

○横山企画課長　世論調査についても、正確な数字を反映したいと思いますが、大体9割という御回答だったようですので、対応させていただきたいと思います。

○藤掛部会長　ありがとうございました。

それでは、他の委員からいかがですか。

○間島木材産業課長　すみません、その前に、先ほどの日當委員のお尋ねの資料31と32の調査対象は同じかというのは同じで、私どもでやっております需給情報連絡協議会の参加者、構成員の皆様方にアンケート調査をして得られた回答ということでございます。

○日當委員　ということは、この31の属性としては、素材生産事業者が18うんぬんというところと同じという理解でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○藤掛部会長　ありがとうございます。

では、お願いします。

○川上委員　川上です。

この特集、よくまとまっていると思いました。私が前回28ページ4の（2）では、再生林を担保する事例を盛り込んでほしいと発言したところ佐伯市など4者の事例が、29ページでは、国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会の取組や基金などが記載されました。加えまして30ページでは、栃木県の「とちぎの元気な森づくり県民税」を事例として取り上げていただきました。ありがとうございました。

また33ページ5の（2）、私が国民の参加も重要ではないかと発言をさせていただいたところ、国民の多くは木材製品の消費者であるとか、木づかい運動や木育に取り組むなどが記載されました。ありがとうございました。

以上、お礼を申し上げまして、他に意見はございません。

○藤掛部会長　ありがとうございました。

それでは、他にいかがでしょうか。

○大内委員 大内です。

私も素案についてよくまとまっていると感心しております。

その中で8ページの方で、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年からスタートして、この法律の効果はどの程度だったのか、これができることによって公共建築物がそれ以前よりもどれくらい増えたか比較する指標があったらどうなのかなと感じました。

それから15ページの頭に、2050年ネット・ゼロの実現に向けてという形になってはいますが、たまにカーボンニュートラルの言葉が出たりして、その統一性というのはどうなのかなという確認でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

そうしたら、すみません、お願いします。

○難波木材利用課長 木材利用課でございます。

大内委員から公共建築物の法律ができた成果はどうだという御質問をいただきました。具体的なデータは第Ⅲ章でグラフを載せておりますけれども、法律ができたのが2010年、平成22年ですけれども、この法律ができたときに3階以下の低層を基本的に木造化するという方針を立てておまして、法律ができたときの低層の公共建築物の木造率は17.9%でしたけれども、このグラフで言いますと最近の令和5年になりますと30.6%ということで、10%以上増加しているという意味で、こういった成果は出ている状況でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

第Ⅲ章の23ページの資料Ⅲ-19とかがそうだといいことですね。ありがとうございます。

それでは、もう一点ネット・ゼロ等につきまして。

○横山企画課長 ネット・ゼロという言葉について、政府の地球温暖化対策計画でカーボンニュートラルからネット・ゼロという言葉に替わっておりまして、基本的にはネット・ゼロという言葉を使わせていただいております。ただ、既存の引用しているものでカーボンニュートラルという言葉を使っているものについては、そのままカーボンニュートラルと使う場合もありますので、若干混在はしておりますが、基本的にはネット・ゼロという言葉を使わせていただいております。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

では、五味委員、お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。

私も全体的によくまとまっているなど読ませていただきました。

細かいところから話をさせていただきますと、先ほど斎藤委員からのお話と同様にコラムの19ページ目ですが、ここは下の方で5から6割程度というようになっているので、これは再造林面積が基準かと思いますが、どれとどれの情報を使ったのか、NFIなどを用いていますが、それが明瞭に分かるようにした方がいいと思います。

もう一つは事例特-2のところです。28ページ目、令和6年から進めている立木取引システム、非常によろしいかと思います。これはすごく重要なところだと思います。買受者が持続性が確保された木材をオープンな場で購入するというふうになっておりますが、この買受者がどのような木材を利用するか買い取るだけではなくてその木材をどう利用するかというような観点につなげていただけるといいかと思います。今後の取組として期待したいところです。

32ページ目の多様な森林整備では、溪畔林や保護帯の話が真ん中、25行目のちょっと上にあります。昨年度の白書の中で保持林業という言葉が多様性の中で出てきております。その点も踏まえてここの中で記入してもいいのではないかと思います。

最後の質問ですが、耐火性能の話は非常に重要なところです。耐火性能が変わってきたというところと、それに対する建築のCLTも含めた取組の話が11ページ目などにございます。この観点、木材の側から木材の材料の改良という観点からは非常に重要なポイントなんですが、一方、「森の国・木の街」の「街」という観点からすると、都市計画側の耐火の基準というのがあると思います。つまり、例えば密集地や災害時の重点道路、そのような場所の耐火性能を上げていくなどの観点もあります。これを書き込むのかが気になります。この白書のポイントなるのか分かりませんが、「木の街」を造っていく上での都市計画の考え方なども踏まえながらこの木材建築物をどのように配置していく点が、重要ではないかなと思いました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

4点いただいたと思います。お願いします。

○土居計画課長 ありがとうございます。計画課長です。

19ページの主伐面積と人工造林面積の関係で、いろいろ数字が示されている中で5、6割程度というのは何を指しているのかという、そういうことだと思うんですけども、要素が二つありまして、年によっての違い、そして推計方法による違い、この二つの要素はあるんですけども、年度によってずれが5、6割というふうに変まっているというのもそういう状況ですし、実際NFIで見ても5、6割というふうになっておりまして、縦の方法別に見てもおおむ

ね6割というようになっているので、共通性が高いのでこういう表現にとりあえず今しているというところをございまして、書き分けるとすごく細かくなりそうな感じはするのですが、現状としては全て共通性を持って大体こういうふうなものになっているというところをございます。

○藤掛部会長 では、他の御質問についてお願いします。

○間島木材産業課長 木材産業課です。

まず28ページです。立木の取引システム、これは実際の運用が始まってからまだ取引例が限られているようでして、言っていたいたようなところまでここで記載するというところには、まだ至っていないと承知しております。このいただいた御指摘の点は大事なことかと思しますので、運用者の皆さんにはお伝えしてまた工夫してもらえるようなことになればいいかなと思います。

それから耐火性能の方でございます。都市計画に精通しているわけではないんですけども、都市計画の中で、おっしゃられたようにここは耐火性能を高くしておかないといけないとかというのはいろいろあるように伺っておりますが、木造だからこうしないといけないとか、コンクリートならこれでいいとかということではなくて、正に性能を提示されてこれを満たすものであれば、木造でもコンクリートでもRCでもという形になっておりますので、どういう取り上げ方ができるか検討させていただきたいと思えます。

確かに、内装のこういうところでは内装を不燃にしないといけないとか、難燃にしないといけないとか、そういう部分でいろいろ技術開発などを一生懸命やっているような部分もございます。何かしらいただいた御指摘を踏まえて工夫できないかは検討させていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

最後もう一つは、保持林業といった言葉も、32ページの多様な森林整備の推進のところを使ってはどうかという御意見だったでしょうか。お願いします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

生物多様性の保全の取組を進めていくに当たって、保持林業への関心が高まっているというふうに認識しております。我々が出している指針の中でも掲げておりますし、昨年の白書でも取り上げられておりますので、今年度の白書でどのように書けるかは検討させていただければと思えます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特集につきましてそのほかございますでしょうか。

日當委員。

○日當委員 すみません、また28ページの資料特-31のグラフにちょっとこだわるところがあるんですけども、前回の部会でも御質問させていただきましたが、いわば割合としては小さな主体、販売先が主体というところが多いんですが、全体としては自社と販売先で協議されていますよというところが割合としては多いわけです。正にここで協議をしながら合理的に価格が形成されているのではないかなと読み取れるところがあるのと、もう一つは、それぞれの母数が違う中で、全体的な数値の多い・少ないで比較しているところがあるのですが、その中でいわば自社が、グラフの読み取り方はあるんでしょうけれども、自社が主体、販売先が主体というところは分かるんですが、木材利用事業者の販売先が主体というところというのは、これはどのようなイメージで考えればよろしいのかなと思っておりまして、多分、素材生産事業者さんの28の販売先が主体というのは、買ってくれる木材加工事業者さんが決めていますよというところも分かりますし、木材加工事業者さんの14の販売先が主体というのは、買ってくれる木材事業者さんが決めています、決定力がありますよというところなんですけど、木材利用事業者さんのこの4はどなたが決めているというところが読み取れなかったので、私の理解が足りないのかもしれませんが、ただ、言わんとするところは、全体的には協議をしながら決められているんだろうけれども、意識が低くて森林育成コストの認知度が低いというところは、大変よくこのグラフで分かりました。ただ、願わくは、できればそれぞれの属性が同じぐらいの数でやっていただければ、その割合というところがある程度の評価ができるのではないかなと感じた次第です。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、木材産業課さん、お願いします。

○間島木材産業課長 木材産業課です。御意見どうもありがとうございます。

確かにいろいろ母数とかが違う中で、苦労しながら何か読み取れるところがないかということでお示しをさせていただいているところです。おっしゃるとおり木材利用事業者なり、それから逆に素材生産事業者にしても、一番多いのは自社と販売先で協議という、表れている数字はこういうことなんですけれども、その協議をしている中でのパワーバランスみたいなもの

あるんじゃないかなというふうには思ったりはしております。ここで見るところは、多分オレンジ色と水色とのバランスというのがみんな同じような感じということではなくて、そのバランスが随分逆転しているようなふうに見えるというところが、一つポイントなのかなというふうに考えております。

それから木材利用者の利用事業者が言う販売先というところですけども、これは例えばプレカットに対する建築事業者だとか、あるいはバイオマスの売電の部分だとか、そういったようなところで、プレカットの場合だと建築事業者に決められてしまうとか、バイオマスだと売電価格は固定なのでとかといったようなことを言われてしまうというようなのが、ここで挙げられているものということです。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、すみません、私からも特集について一言、全体として皆様からもありましたが、木材利用と再生林をつなぐというふうにテーマを絞っていただいて、意義ある章になったかと思っています。特に産業界の方とか企業の方々に是非読んでいただいて今の潮流を見ていただくことと、山側はこういうふうに頑張っていますよというところを理解していただいて、もっとつながっていただく方を増やしていただける、そういうきっかけになればというような特集になったかと思えます。本当にありがとうございます。

それで私1点だけ、もう検討済みかもしれませんが、第I章の森林の整備・保全の50ページのところに、これはCOPだから温暖化の枠組みの中、気候変動の枠組みの中での話で責任ある木造建築の原則というものが採択されたという話がありまして、これなんかも特集で使えるのではないかと、考え方としては正にそういう責任ある木造建築を建てていきたいと思います、それは持続可能な山から取っていきましょうとかそういうことを書いているので、これも特集の中で何か生かせないかというのを一つ思ったところです。

以上です。

もし何かお答えがあればお願いします。

○横山企画課長 入れる方向で検討したいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、特集についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、続きましてトピックスですね。4点お示ししていただいております。このトピックスにつきまして何かお気づきの点、お考えの点がありましたらお願いしたいと思います。どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

じゃ、斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 3ページ目の「森業」について、初出箇所にルビを付すことが適当と考えます。新しい概念として既存の林業と区別するために造られた新語ときいており、そのことについても触れていただくことで、趣旨がよりの確に読者に伝わるものと思われま

す。4ページ目の「スマート林業」についてですが、白書の全体の原稿では、「デジタル林業」、「新しい林業」と合わせて三つの呼び方があります。「新しい林業」が最も広い概念であり、その下位概念として「デジタル林業」、次いで「スマート林業」が位置付けられると思います。これらの三つの語の関係性について、いずれか適切な箇所で定義していただくと理解がより容易になると考えます。本項のタイトルは「スマート林業の新たな展開」とされていますが、同時にこれまでに実装されてきた事例も強調したい意図かと拝察します。従いまして、タイトルに「実用化」などの語を加えることで、成果と今後の展開との双方を示す構成意図が明確になるものと存じます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

まず森業のルビについて。

○横山企画課長 ルビについてですが、編集過程で段落とか文章が行ったり来たりすることもあるため、基本的に最後にルビを一括して振る作業工程になっていまして、今は入っていないんですけども、きちんと振るようにしたいと思います。

○藤掛部会長 では、もう一つ、スマート林業の関係ですが、お願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

言葉の関係については分かりやすくなる方向で文章を考えたいと思います。タイトルにつきましては、内容に沿ったような形にしたいと思います。よろしくをお願いします。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

林田委員、お願いします。

○林田委員 私は4です。昭和100年のところですけども、さすがに100年もあるといろいろ事実があつてたくさん記載になるんですけども、事実関係がだ一つと並んでいるので、読む人には少し読みにくいかなという気もしました。ですので、6ページに年表を付けていただ

いていますが、これも紙が良くなるともう少しきれいに見えるのかもしれませんが、せっかくなのでもう少しきれいになると、より分かりやすくなるのではないかなというふうに思いますので、そこだけお願いしたいなと思います。

○藤掛部会長 それは検討いただくということでお願いします。

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

では、すみません、私から一つ。今の昭和100年のところなんですけれども、5ページの23行目の最後からの薪炭用林という、里山林の薪炭用林等としてのというのがありますが、通常、薪炭用林と言うより薪炭林と言うような気がするのですけれども、言葉はそれでいいのかというのを確かめていただきたいということと、5ページの一番下の最後のところで、平成3年の何とかかんとかで需要が減少し木材価格が長期低迷し、間伐等の保育が行われないなどの状況が生じたということなんですけれども、間伐遅れがこれで生じたと言うと平成3年以降に生じたように思うんですけれども、もっと前から間伐遅れは問題だったと思いますので状況が広がったにするか、文章の書き方を検討していただければというふうに思いました。

私からは以上です。検討していただくということでよろしいでしょうか。すみません。

他にいかがでしょうか。

お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。

森業ですが、ホームページも見させていただきましたが、森林浴、トレイル、環境学習、体験、J-クレジット、こういった観点があります。一方で、森の幼稚園などの活動もあり、そういう点はこの森業の中には入らないのでしょうか。どういう形で森業というのを捉えられているのかが気になったところです。

あとはスマート林業ですが、現場型のスマート林業を中心に記載されています。例えば航空機レーザーデータ活用、材積量の評価とか森林情報の更新といったものも、あるスマート林業の一つの形ではないかと思うので、ここで取り上げるのは現場型ですが航空機レーザー等も、で入れておいていただけるといいかと思いました。

あと私もこの昭和100年ですが、時代区分が分かりにくいなとか思いました。例えば昭和100年という観点からすると、昭和前半・後半、平成、令和などの、そんな区分で100年というのをつなげて、今は戦中・戦後木材需要、拡大造林充実という観点ではなく、時代という切り口で分けると読み手も分かりやすいかと思いました。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

3点いただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

お願いします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

森業に関する御質問でございます。新しく出てきた概念でございますので、これからもっと概念自体が進化していくものだと思っておりますけれども、現時点での定義として、このトピックスの18行目から書いておりますけれども、19行目ですか、文化的サービスを始めとする森林の多様な生態系サービスの提供・活用によって～と、これは幅広く捉えておりますので、そこに含まれる活動というのはいろいろなものがあるというふうに考えております。ただ、ホームページを見られたということですが、とりあえず既存のコンテンツでこういうものがあるということ、例えば森林サービス産業とかJ-クレジットとか企業の森林づくりという形で紹介させていただいているんですけれども、それらにとどまるものではなくて、この定義に当てはまるものについては幅広く森業に含めるという形で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいですかね。

では、お願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

トピックス3のスマート林業の内容でございますけれども、このトピックスの中では、先ほど御意見をいただいた現場実装が進んでいるという部分と、更にその先、今後の方向ということで、第3回の林政審のときに御説明をさせていただいたスマート林業技術の現場実装の推進という内容を、タイトルで紹介する形にしております。

スマート林業というと、おっしゃったように機械のことを想起することが多いかと思いますが、造林や伐採の場面でスマート技術を使って作業をすることと、あわせて、先ほどの航空機レーザーのデータですとか、あと情報をICTで流すとかといった林業のDXも含めて、我々はスマート林業と理解しております。そういう意味で24行目の、地域一帯でデジタル技術の活用やデータ連携に取り組むというところは、中身としては航空データと直接言っていませんけれども、そこには含んでいると思っております。どういうものを表現するかは御意見も含めて少し考えたいと思います。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

お願いします。

○横山企画課長 昭和100年のお話もいただきました。もう少し区分を付けてはどうかというお話もあり、先ほどのグラフのお話もいただいたところですので、もう少し読みやすくなるように工夫をしてみたいと思っております。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

ございませんか。よろしいですかね。

それでは、トピックスについては以上で一区切りとしまして、最後に通常章について御意見をいただきたいと思えます。I章からV章まで長いですがけれども、どこからでも結構ですので、またお気付きの点を挙げていただければと思えます。いかがでしょうか。

では、大内委員、お願いします。

○大内委員 I章の41ページで松くい虫被害、保全すべき松林の状況が書かれているんですが、これは松くい虫被害によって守るべき松林を各県で決めた中でやっている分はこのような被害量なんです、実質ここ近年の暑さで都県なんかでもかなり山が真っ赤になって、処理しないのかという連絡なんかもよくいただくんですけども、ここでの推移は順調に減っているというグラフであります。ここに保全すべき松林とは書いてありますが、何かここに記載すべきと思えます。一般の森林計画地はそのまま守らないのかと思えます。実際には、ここに出ている数字よりも2倍も3倍も被害量が出ているので、今後の対応策なんかも含めるとどのような記述の仕方がいいのか、御検討いただければと思えます。

○藤掛部会長 それでは、第I章の40ページ、41ページですかね。お願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

松くい虫被害対策につきましては、まず都道府県の方で保全すべき松林を指定していただいて、そこを守るということで取組を進めております。一般論でありますけれども、森林の被害、これはシカでもそうなんです、自然に起きるもののうちどこまでを人的にとどめるかというところはなかなか難しいところがございまして、政策としては、まず地域で大事なところは守ると、あと自然に委ねるものは委ねるところで、その境目について県等に判断をしていただいているという形にしております。手元に、この保全すべき松林以外の松の自然の状況を

正確に把握できているものは、今、持ち合わせておりませんので、どういふことを白書の中で紹介していくかというのはいふたいと思ひますけれども、現状としてはこの形で、まずは今年度やってきたことを紹介させていただいてるところでございます。

○藤掛部会長 ということですが、よろしいですか。

○大内委員 はい、その方法しかないのいふ。

○藤掛部会長 ですね。いいですか。

他にいかかでしょう。どの章でも結構です。

では、川上委員、お願いします。

○川上委員 では、どの章でもいいということでしたのでⅢ章について、これは質問です。17ページの資料Ⅲ-14で、木造軸組住宅の部材別木材使用割合、令和2年度、5年度のもの比較があるんですが、国産材使用割合が48.5%から52.7%に増えているのは喜ばしいところですが、平均木材使用量が23.2から21.7立方メートルに減っています。これは延べ床面積自体が減っているのか分かりましたら教えてください。

それから二つ目として38ページの資料Ⅲ-29で棒グラフの凡例ですが、左側の上から製材業、合板と書いてあって、一番下に建築用木製組立材料製造業とここには書かれていますが、注3を読むと、これはプレカット製造業になるのかなと思ひましたので、これについて教えてください。

それから、先ほど振り仮名については全体を見てからと話がありましたので、振られるのかなとは思ひますが、この33ページの一番最後の行、何と読むか分からなくて、「木育・森育楽会」など、こういった固有名詞に近いものは是非振っていただきたいと思ひます。

振り仮名の話をしてしまったのでついでですが、Ⅳ章の19ページにお薦め国有林というのが載っており、読めない箇所がありますので、PRする意味でも是非振り仮名を振った方がいいと思ひました。今年度発行の白書を見ましたら全然振っていませんので、是非振ってください。

最後に些末なことですが、直した方がいいと思ひる箇所を3点ほど言ひます。第Ⅰ章の18ページの下に語句の説明について、27番のものが26番の後ろにも付いているのでそれを削除、次に23ページの上から二つ目の長岡市の事例、上から4行目、これは改行しているのいふ1文字空ける、最後に25ページの下に語句の説明の31番、林野庁と書き加えてください。

以上です。

○藤掛部会長 細かいところまでありがとうございます。

まずはⅢ章の17ページのところですか。お願いします。

○間島木材産業課長 木材産業課です。

平均の床面積が下がっているようだけれども、大きな傾向として、お家なりがちょっとずつ小さくなってきているというか、御指摘のとおり床面積が少し小さくなってきているということが表れているところになります。

それから同じくⅢ章の38ページ、Ⅲ-29の表、すみません、読みづらい文字になってしまっておりましてけれども、建築用木製組立材料製造業というやつですけれども、おっしゃるとおりいわゆるプレカットでございます。表記をどうするかは確認してまた考えたいと思います。

○難波木材利用課長 続けて木材利用課でございます。

33ページの木育の箇所ですけれども、一番下の木育・森育楽会、もくいく・もりいくがっかいと読みますけれども、おっしゃるとおり固有名詞でございまして、昨年の白書もかぎ付きで書いてルビも振っております、正に今週末熊本で開催予定ですので、開催を踏まえて記述を修正したいと思います。

○藤掛部会長 あとは何かありますか。お願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

先ほどの大内委員からの質問について、私の説明に誤りがございましたので訂正させていただきます。

資料のグラフにつきましては被害のあった松林の全ての数でございまして、保全すべき松林以外も含めて報告があったものの被害量になります。対策としまして、保全すべき松林に注力してやっているということでございます。訂正させていただきます。

○藤掛部会長 お願いします。

○大内委員 すみません、報告があったというのは、山の方の調査はしていないと思うんですけれども、それも報告があったものをカウントして、報告があった分だけという意味ですね。

○松本研究指導課長 対象としては、保全すべき松林かどうかに関係なく被害を報告してくださいということで頂いたものを集計しております。厳密に大内委員が御懸念のように全ての、例えばなかなか人の目に付かないところまで含まれているかどうかということになりますと、そこは統計の限界もございしますが、対象としては全ての松林で被害のあったものを報告いただくという形の統計になっております。

○大内委員 ありがとうございます。林業白書で書くものですから、どうしても読んだ場合、何でこんなにあるのに減っているんだというのに取られないようにと、そういう思いで質問しました。ありがとうございます。

あと続けていいですか。Ⅱ章の3ページの方でカラマツ価格ですけれども、1万5,400円と
なっているんですけれども、これも平均価格と言われれば平均価格ですが、今、合板で主流に
なっています価格は2万3,000円、4,000円、5,000円という2万円台をキープしていますけれ
ども、平均だと言われれば、ああ、そうかなとも思いますが、どこからのデータを持ってきた
のかという質問でございます。

それから次のページの4ページから5ページで林業経営の動向というところで、別のところ
に書かれているかどうかですけれども、今、森林所有者の実情、高齢化になって次の世代に引
き継ぐために今後やっていくという、森林所有者の年齢構成とかそういう思いとかは、ここ
の中では全部明記されていないんですけれども、あえて入れなかったのかなとか、その辺を確認
の意味でお願いします。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

まずカラマツの価格はどこの統計かということですが。

○横山企画課長 カラマツの価格でございますけれども、これは木材価格統計から取った数字
ということになってございます。

○藤掛部会長 よろしいですか。

○大内委員 現状と違うので確認でした。

○藤掛部会長 そうですね。木材価格統計だと思います。

それから4ページの辺りの林業経営の動向のところを書くことに関してということによろし
かったですかね。

いかがでしょうか。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。御指摘ありがとうございます。

おっしゃるとおり高齢化という話も非常に重要な内容でございますので、記載の方向で検討
していきたいと思っております。ありがとうございます。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。いいですかね。

ほかにいかがでしょうか。

では、斎藤委員、お願いします。

それから先ほど川上委員から幾つかあった、この修正をとというのはよろしいですね。多分
そのとおりにかなと思っております。よろしいですね。ありがとうございます。

○横山企画課長 ありがとうございます。我々も最後にダブルチェックなど、担当でない人も
入れて行いますが、それでも抜けがあるものですから、御指摘いただくと非常に助かります。

ありがとうございます。

○藤掛部会長 では、すみません、斎藤委員、お願いします。

○斎藤委員 ありがとうございます。斎藤でございます。

些末な点になりますが、第Ⅰ章の15ページ目の「その他の花粉症対策」の下から4行目に菌類の学名が書かれています。学名は論文や書籍ではイタリック体表記にする慣例がございますので、ここでもイタリック体とするのが適切と考えます。なおゲラ刷り段階で修正予定であれば、本指摘についてはご放念ください。

第Ⅱ章「特用林産物」において、日本の文化・伝統に関わる漆・竹・炭などを、今回も取り上げていただき感謝申し上げます。

漆について、32ページ26行目に、2024年の統計値を加筆いただいています。「2024年の国内生産量は消費量の5.7%に相当する1.8トンで、岩手県の主要産地での作業日数の増加等から前年比8.5%増となった」とありますが、この作業日数の増加の背景に、晴天など漆掻きが可能な気象条件が影響したのでしょうか。些末な点で恐縮ですが、白書は教科書的役割を持つため、興味を持つ読者に向けて簡潔な説明を加えていただくと有益と考えます。

第Ⅲ章について、エネルギー変換効率に関する加筆、マテリアル利用からエネルギー利用への記述の順など、指摘事項に配慮したかたちでご対応賜り、ありがとうございました。

26ページの新素材「改質リグニン」に関する資料Ⅲ-20について、とても分かりやすく拝見しました。しかしながら、「改質リグニン2,000トンの製造には約6,000全乾トンのチップが必要」、「改質リグニンの約1.5倍の副産多糖類が生成する」という記述について、これらが木材の成分比率から計算した理論値なのか、あるいは実プラントでの工程上におけるロスを含む実測値なのかを明記いただくと資料としての価値が高まるものと考えます。また、改質リグニンはスピーカーの振動板として商品化されていると記されていますが、その後新たな用途が見いだされている場合には、適宜更新していただければ幸いです。

さらに、資料Ⅲ-21については、CO₂削減を数値化して示していただいているとても興味深いデータです。一般にバイオマス比率を高めれば強度が低下することが課題になるところ、記載されたバイオマス比率50:50はかなり高い水準であるため、この比率が将来的な技術の向上による達成を見越した理想値なのか、あるいはすでに実用段階で達成されている値なのかを、明示いただくと読者にとって理解しやすくなると存じます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

まずイタリック指定はよろしいですかね。

○横山企画課長 イタリックも統一して直します。ありがとうございます。

○藤掛部会長 では、続きまして、漆の作業量増加というのは何か。

○小坂田経営課長 経営課長でございます。

特用林産の記載につきましてお褒めいただきまして、ありがとうございます。

漆の生産量につきまして、今回前年比8.5%増となっておりますが、逆にその前年はかなり減少いたしました。昨年度の白書によりますと、高温多雨で漆掻きが進まなかったため大幅に減少したということございまして、今回は逆に通常通り漆掻きができたということで、前年に比べたら作業日数が増加し、それに伴い生産量も増加したということになります。

以上でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。そこは何かそういうふうに書いた方がいいんじゃないかということですかね。検討いただければということかと思います。

では、改質リグニン等につきましてお願いします。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

改質リグニンの原料からどのぐらいできるか、それから副産物がどれぐらいできるかの部分につきましては、実験から得られた収率を基に計算して出しているものでございます。もう一つ、改質リグニンの二酸化炭素削減効果のところの割合、これは手元に今資料がないんですけども、理論値なのか実験から得られたものなのか、そこについては分かるような形で記載を工夫したいと思います。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、ほかにいかがでしょうか。

五味委員、お願いします。

○五味委員 ありがとうございます。

第I章の31ページ目のところで林地開発許可制度の観点で、見直しを行った点が記述されています。しかし、見直しを行った時点で終わっています。この見直しで、一部の太陽光発電事業者に対して規制効果を発することができたというようなこともあるので、その点を書き加えてもいいかと思います。

次の32ページ目で事例I-7というのがございます。この中で、太平洋側を中心に大雨とか史上観測1位というようなのがありますがけれども、これは具体的に何か大雨というのはどれぐらいのもの、観測1位とはどれぐらいだったのかというのを数字で入れていただくといいかと

思いました。

あと下の写真がありますが、写真は難しいところなのですが、治山ダムによる土砂等の流出抑制効果というところが、この写真だと少し分かりにくいかと思います。あとは災害、雨が降った日が分かっておりますので、この写真を撮られた日がいつなのか日付等が入るといいかと思いました。

34ページ目ですが、能登半島地震で書いてあります復旧状況に関して、左上の方に施工後の様子がございますので、これに関しても写真を入れられたらいいのではと思いました。

ちょっと戻ります。23ページ目、森林環境譲与税に関しての取組がここで4点、森林経営管理制度、22ページ目でございます。情報誌「林野」の方でも定期的に取り上げられているかと思いますが、ここに出てくる例というのはどういった観点で選ばれているのかを教えてくださいました。

37ページ目です。今度は多様性の自然共生サイトのところですが、これは非常に良い事例を挙げていただいているかなと思いますが、ここにある写真は、どこから来た写真か気になったところです。何かの引用があるんじゃないかというようなことです。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、I章についてですが、お願いします。

○村上治山課長 治山課長でございます。

まず31ページ目の法改正と合わせて運用を見直すことにより規律を強化したという部分、その効果を書くべきではないかという御指摘なんですけど、実はこの部分は、この年末にかけて非常にメガソーラー関係の議論がたくさんありまして、メガソーラーに関する対策パッケージというものを関係閣僚会議で決定したりしています。それへの対応で、この年度末にかけて林野庁で運用を見直して、まだ出ていないんですけども、この年度末にかけて運用を見直して規律を強化する予定なんですけれども、この白書が6月頃ということなので過去形で書いてありますけれども、これは実はこれからやることを書いてございます。ただ、委員御指摘のとおり、令和元年とか令和4年とかでの規律の強化の結果、大規模太陽光の件数は格段に落ちてございますので、その元年、4年の効果としてそういう効果があったということを書けるかどうか、少し検討してみたいと思っております。

それから次のページの事例I-7の雨量等については、しっかり数字何ミリとか時間何ミリとか12時間何ミリとか、しっかり書かせていただきたいと思いますし、右下の写真、それから

34ページの方の写真等についても、もう少し一般の方に分かりやすく伝えられるような工夫を試みたいと考えております。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、続きましてお願いします。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

譲与税の取組の事例、どういうものを取り上げているのかということでございますが、森林環境譲与税、基本的には全ての自治体に対して配分されていて、使途についても法令に基づき公表をするということになっております。その中で我々としてもその事例集を毎年取りまとめておりまして、特にこの森林整備それから人材育成、木材利用、それから自治体間連携ですね。そういった観点で事例を集めておりますが、本当にたくさんの事例がありますので、その中からどれをこの白書で取り上げるかというところについて、必ずしも明確な基準を持っているわけではございませんけれども、我々の方で選定をさせていただいているというところでございます。

それから37ページの自然共生サイト、今回、東急不動産ホールディングス株式会社さんの事例を紹介させていただいております、これについても基本的にはこの東急不動産ホールディングス株式会社さんからの写真を使っているのではないかと思うんですけども、引用元の確認をした上で明記するようにしたいと思っております。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

他にいかがでしょうか。

林田委員、お願いします。

○林田委員 それでは私はⅠ章から二つとⅢ章から一つお話しさせていただきたいと思っております。

Ⅰ章はまず19ページ、森林経営管理制度のお話でございます。資料Ⅰ-14という表を付けていただきまして分かりやすくなったなというふうに思いますが、ちょうど10行目です。市町村への委託希望の森林のうち約4割で森林整備につながる動きがあるということですが、事実はこちらかもしれませんが、一方でなかなか再委託が進まないというのが、実は一方で事実としてあって、ですので今回の改正があったと私は認識しているので、そこはちゃんと書いた方がいいんじゃないかなと思っています。どうしても委託を受けても飛び地になってしまうとか、そういうことが当然ありましたので、その方が実はちゃんと皆さん理解をしていただけるんじや

ないかなと、制度の改正について思ったのが1点でございます。

それと、もう一つは次のページです。20ページです。森林環境譲与税のところですけども、私はここはもう少しちゃんと記載をした方がいいのではないかなと実は思っています。よく見るとQRコードが付いていましたので、これをかざすと見えるのかもしれませんが、国民から1人1,000円もらっているという事実は結構重いと私は思いますので、多分このQRを見ると、どこの都道府県に幾ら譲与したというのは全部出ていて見られるんだというふうに、公開情報ですので出ていると思うんですけども、そういうことも含めてイヤリーでこの白書は出していきますので、森林環境譲与税はもう少し丁寧に書いた方がいいのではないかなと私は思っています。これが第I章です。

もう一つ、第III章です。私は実はこの第III章も今回非常に分かりやすいなと思っていた次第で、特に18ページに工務店さんの部材別の使用割合というのを載せていただいていた、ああ、なるほどこういう可能性もあるんだなと、横架材が増えるとか、こういうのがはっきりしましたので私は非常に感心いたしました。また、これはどうしてもこうしてくださいということではないんですけども、少し御検討いただいてもいいんじゃないかと思ったのは、今回、木材利用のところで、意義の話があって、建築分野の話があって、それから木質バイオマスの話があってということで、建築分野の利用についてということについては、構造材としての利用の仕方についてが記載の大半だと思っています。住宅であればもっとこうしたら増えるとか、非住宅ではこうやったら増えるとありますが、実はうまく現しで使うとか、非構造材でもうまく使っている事例というのは少し記載してもいいのではないかなと思っていまして、ここはお任せする部分ではありますが、意見も含めて御検討いただければということでございます。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、まずI章の方はいかがでしょうか。森林経営管理制度ですかね。

○増山森林利用課長 森林利用課でございます。

森林経営管理制度の箇所についての御指摘でございます。所有者から委託希望があったところで約4割で森林整備につながる動きが見られていると、ただ、半分にも満たないということで、こういったところで法改正につながったということなんですけれども、法改正を今回するに当たっていろいろな課題がありました。市町村の体制とかも含めてそうなんですけれども、この4割しか森林整備につながらなかったということだけをもって法改正の理由というふうに論じていいかということについては、少し考えなければいけないところがあるかなと思うん

ですけれども、一方で、同じページの下のところ、制度の改正というところで、最初の段落のところ、いろいろな課題を挙げさせていただいて、そういう流れの中で法改正になったという御説明をさせていただいております。なので、制度の改正のところでその背景ですとか要因をどういうふうに書けるのかということについては、工夫の余地があるのかなというふうに思いましたので、検討させていただければと思います。

それから森林環境譲与税のところの記載を膨らませるべきという御指摘がございました。例年の記述でございますので、そのバランスもあると思いますし、紙幅の関係もあると思いますが、具体的に何を膨らませるのかということについては、企画課とも相談させていただきながら検討できればと思います。

以上でございます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、Ⅲ章の方はいかがでしょうか。

○間島木材産業課長 御指摘どうもありがとうございます。

内装・家具のところについては48ページで少し書かせていただいておりますが、おっしゃられるとおり、構造材があって建築用材があってバイオマスがあってという流れの中で、そういう非構造材ということについても大事じゃないかという御指摘がございましたので、うまいこと何か書けそうかどうか検討させていただきたいと思います。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、日當委員、お願いします。

○日當委員 日當でございます。

まず第Ⅰ章の44ページでございます。前回の施策部会でトピックスで、林野火災について発言をさせていただきました。今回、事例Ⅰ-10で大変ボリューム多く御紹介いただきましてありがとうございます。ほぼトピックス並みの記載で、これ以上に何か動きがあればまた御検討いただいてもよろしいかと思うのですが、大変取り上げていただいてありがとうございます。

Ⅲ章の7ページの18行目なんです、「製材は」というふうに書かれていまして、これは午前中に立花先生が御指摘して、私も実はここを読んだときに、特に業界にいるから違和感を覚えたのかもしれませんが、製材となっていると、我々としては多分ここは製材品というふうな意味になると思うのですが、注釈の方では製材品や合板というふうに「品」がしっかりと付いておりますので、ここは立花先生の御指摘のように、分かりやすい表記に統一するとい

うところも御検討いただければいいかなと思っております。

それと17ページ、資料Ⅲ-13のグラフでございますが、ここはどちらかというとグラフ全体ではなくて、この凡例というか、ひき角類、ひき割類、板類というのは、多分あまりよく理解できないのではないかなというところで、もしこのとおりであれば注釈が必要ではないかなと思っています。

それと最後ですが、25ページ、事例Ⅲ-3のここは大船渡市の仮設住宅のところなのですが、この中で右側の写真ですが、岩手県産材をたくさん使っているということで室内の様子となっているのですが、あまりどうも木材をたくさん使っているように見えていないというところがあります。室内の様子、ここ実は私が関わっていたというところもあるのですが、括弧にして床材、アカマツ床材と表記していただければ、この写真の意味合いが出てくるのではないかなと思っています。

以上です。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、御質問はⅢ章の件ですが、いかがでしょうか。

お願いします。

○間島木材産業課長 木材産業課です。

3点御指摘をいただきました。7ページの18行目、「製材は」というところを「製材品」とした方がいいんじゃないかという御指摘、それから17ページのグラフ、資料Ⅲ-13ですね。ひき角、ひき割は、なかなかあまり一般の方が目にされない言葉だろうと思うので注釈を入れるべきではないかということ、それから25ページ、Ⅲ-3ですね。大船渡の応急仮設住宅の様子、木材が現地へ行くときしっかり使われているので、そういうのがしっかり分かるようなものにと、それぞれ御指摘でございました。その製材品のところは、ほかも含めてのことになるのかもしれないので、それも含めて対応を検討させていただこうと思います。よろしく申し上げます。

○藤掛部会長 ありがとうございます。

では、他にいかがでしょうか。

もう皆さん言われましたかね。

私からも細かいことですが、第Ⅰ章の38ページの注の13、推定値はというところなんですけれども、90%信用区間と書いてあるんですけれども、これはいわゆる区間推定のあれだと通常、信頼区間というのが正しいかなと思いますので、御確認いただければというふうに思

いました。

それから第Ⅱ章の23ページに林地台帳制度についての記載があるんですけども、全体の中で林地台帳制度の記載が薄いんじゃないかという感想を持ちました。林地台帳制度は確かになかなか難しく進まない市町村もありますけれども、これは今後を考えたときに非常に重要な制度でありまして、固定資産台帳が使えるとか、戸籍を公用請求して追えるとか、非常に今後の森林整備を考えたときに基盤となる制度だと思っております、今年はまだ難しいかもしれませんが、是非ほかの森林経営管理制度だったり森林環境譲与税はいろいろ事例が出ていますので、林地台帳制度も市町村によって大分ばらつきがあると思うので、良い事例をこういう場で取り上げていただいて普及に役立てていただければというふうに思いました。それが2点目です。

それから木材のところのⅢ章の5ページの、これは言葉なんですけど、第Ⅲ章、5ページの一番上の2023年北米ではのところのその後なんですけれども、高インフレや金利による需要の冷え込みなんですけど、この言い方だと金利というのがいわゆる高金利のことだと思うんですけど、「高」が高インフレの方には入っていますが、これは高金利と言わないと意味が分からないのではないかなというふうに思いました。細かい点です。

それからあと最後、これはどうでしょうか。国有林の章のⅣ章の最初のところなんですけれども、Ⅳ章の2ページの最初から4行目のところの、「また、人工林、原生的な天然林等の多様な生態系を有し」なんですけれども、すみません、これは私の語感で、別に問題ないのかもしれませんが、人工林とか天然林を多様な生態系とあまり言わないような気がしまして、これは「多様な森林を有し」でいいのではないかと、人工林を生態系というふうに言わないことはないと思いますけれども、どうかなというふうに思ったので、もしよろしければ御検討いただければと思ったということです。

以上です、何かもしお答えいただけるのであればですが。

○横山企画課長 まず第Ⅲ章の5ページの北米の需給の動向ですが、今後、記述が更新になる見込みですので、その段階で改めさせていただきたいと思います。

○土居計画課長 計画課です。

林地台帳の記述ですけども、事例の追加という意味ではこれからだとなかなか難しいので、来年に向けて検討していきたいと思います。

○石井経営企画課長 経営企画課長です。

御指摘そのとおりだと思いますので、「多様な森林」という形で整理したいと思います。

○藤掛部会長 すみません、ありがとうございます。

○松本研究指導課長 研究指導課長でございます。

第 I 章38ページのシカ等の個体数の推計のところの注の13でございますが、環境省の行っている個体数推定の結果を使わせてもらっているんですけども、環境省の資料でも信用区間と呼んではいます。確認をした上で正しい表記にしたいと思っております。

○藤掛部会長 すみません、ありがとうございます。

じゃ、通常章は一通り御意見をいただきましたでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

大内委員、お願いします。

○大内委員 さっき林田委員の方で森林環境譲与税、4割の森林整備しかないのかということでの発言がありましたけれども、実際に環境税について、私は地元の石巻市の現場を担当して意向調査からやっていますけれども、それでも3割から4割、最終的には契約できないというところなんです。

一番は、大体200ヘクタールぐらいずつ毎年やっているんですけども、所有者何百人に通知をして環境税やりませんかということと言って、返ってくるのが大体6割、7割なんです。そして今度は、それから現場へ行って雑木山だったとか、それから高齢林でもう手入れする必要がないとかということになってくると、これぐらいに落ち着いてしまう状況が現実なんです。

その中で関連して国の方にまたお願いなんですけれども、本来は市町村で税務上の情報もくれるところなんで、今の納税義務者を教えてくれといっても個人情報だと、国の方でもオーケーと言っている割には、その市町村の考えだと思うんですが、教えていただけないので、必ず不在村とか登記していない人が大体2割、3割必ず出てきて戻ってくるというのが、現場サイドの現実なので、どうしてもこの数字4割が私は正しいのかなと、私どもも3から4割ぐらいの最終的な間伐とか手入れと契約まで至っているというふうな状況なので、そういうことで市町村への促しなんかもお願いできないかなということで、再度お願いいたします。

○藤掛部会長 これは白書の内容というよりはお願いというお話ですが、よろしいですか。

お願いします。

○土居計画課長 ありがとうございます。

森林情報に関してですけれども、先ほどの林地台帳のお話とも関連が深いんですが、台帳の整備については、この所有者情報としてそういった課税台帳情報を活用できるようになっていますし、それを活用してできたこの林地台帳の情報というのは、集積・集約化、森林経営計画の作成に取り組む方には提供できるようになっていますので、こちらの趣旨が更に徹底されるように

我々もしっかり指導していきたいと思います。

○藤掛部会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、通常章につきましてもよろしいでしょうか。

それでは、以上でよろしいですかね。何か特集も含めてよろしいでしょうか。

それでは、意見も出尽くしたようですので、この辺りで本日の審議を終わりにしたいと思います。

本日出されました意見を踏まえて事務局において最終的な取りまとめの作業を行うこととなりますが、この取りまとめにつきまして最後の確認は、私の方に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

その上で、これまでの審議過程につきまして、4月に開催予定の林政審議会におきまして私の方から報告をしたいと思います。これにつきまして私の方に、どのような内容にするか御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、各委員から出された意見を踏まえて白書の案について事務局で取りまとめを進めていただくようお願いいたします。

それでは、以上で審議を終わりにしたいと思います。

事務局にお返しします。

○横山企画課長 ありがとうございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

令和7年度白書について施策部会での審議は今回が最後ということになりますけれども、今後の予定といたしましては、先ほど部会長からお話しいただきましたとおり、本日の議論を踏まえた案を作成した上で4月22日に林政審議会を開催いたしまして、林政審議会の答申を受けて6月上旬頃に閣議決定、国会提出、公表とする予定としてございます。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後4時17分 閉会